

一宮監公表第3号

2024（令和6）年11月15日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	八	木	丈之
一宮市監査委員	松	井	哲朗

保健所の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、保健所の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

保健所の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、保健所の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

保健所（保健総務課、保健予防課、保健衛生課、健康支援課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に 2024 年 4 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

（1）書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

市民健康部長、保健所長、保健管理監、保健所次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2024 年 8 月 28 日 ～同年 10 月 29 日
監査事務局による 実地調査	保健総務課	2024 年 9 月 6 日
	中、西、北保健センター	2024 年 9 月 10 日
	保健予防課	2024 年 9 月 12 日
	健康支援課	2024 年 9 月 13 日
	保健衛生課	2024 年 9 月 17 日
監査委員による 本監査	保健所 大会議室	2024 年 11 月 7 日、 同月 11 日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留 意 事 項]

◎ 保健総務課

(1) 契約内容の変更に係る事務について

一宮市休日急病診療所診療業務等委託契約において、契約書第1条第2項第1号で、業務内容は運営要項により別に定めると規定されており、一宮市休日急病診療所運営要項第8条で、診療体制のうち看護師については2名配置し、繁忙期等に増員の必要があるときは運営委員会において協議する旨が規定されている。

診療業務等委託料実績報告書を確認したところ、看護師について3名配置された日が監査対象期間中に8日あったが、運営委員会での増員に係る協議記録がなかった。

所管課の説明によると、増員について運営委員会での協議はされておらず、受診者数の推移を見て所管課から契約の相手方へ増員の要請を口頭で行っているとのことであるが、増員要請に係る決裁も採られていなかった。

配置人数の決定に係る記録がなく委託料支出額の根拠が不明瞭な状態であるため、契約書等の規定に基づき適正な事務処理をするとともに、支出の妥当性について説明責任を果たせるように増員に係る協議記録を残されたい。

◎ 保健予防課

(1) 過年度収入の財務処理に係る事務について

地方自治法施行令第160条で、歳出の誤払い等による戻入金で出納閉鎖後に収入したものは現年度の歳入としなければならないと規定されている。

2023年度の予防接種委託料について、1件分の過払いが出納閉鎖後に判明したが、これに伴う返還分を歳入とせず、2024年度の予防接種委託料から過払い分を差し引いた額を歳出として執行していた。

歳入歳出が適正に計上されていないことで、過払い分が財務会計上不明瞭であり、委託料と予防接種の実績が一致しておらず、予算執行に係る説明が困難な状態である。

出納閉鎖後の戻入金は歳入とし、差し引かれた不足分は歳出として執行するよう速やかに是正するとともに、法令に基づき適正に財務事務が行われるようチェック体制を強化されたい。

（２）契約に基づく申請の確認に係る事務について

一宮市医用画像管理システム年間保守点検委託業務契約において、仕様書第 10 条で、作業員は契約の相手方から指示を受けたもので、市に対し作業前にあらかじめ氏名等を申請しなければならないと規定されているが、申請がされていなかった。

契約に基づく申請は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

（３）契約の締結に係る事務について

予算の編成及び執行に関する規則別表第 1 備考 2 で、単価契約するものについては、契約のとき、予定される数量に対応する予定総額をもって決裁区分とし、別途決裁を要すると規定されている。

愛知県広域予防接種事業委託契約において、契約締結時に課長による決裁を経ていたが、決裁文書に予定総額の記載がなく、決裁区分が適正か不明な状態であった。

前年度支出額及び監査対象期間における当年度支出額を鑑みると、決裁権者が適正であったとは言い難いため、予算の編成及び執行に関する規則にのっとり、適正な決裁権者による決裁を採られたい。

◎ 保健衛生課

（１）補助金の交付決定に係る事務について

一宮市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく猫避妊手術等補助金について、飼い主のいない猫の避妊又は去勢の手術に要する費用の一部を補助するものであり、申請者は猫の手術前に一宮市飼い主のいない猫補助金交付申込書及び手術前の猫の写真（以下「補助金交付申込書等」という。）を提出し、手術後に一宮市飼い主のいない猫補助金交付申請書兼完了報告書や猫の耳先を切除したことが分かる手術後の写真等を提出することにより、手術費用の一部が補助される。

要綱第 6 条第 2 項で、市長は補助金額の合計が当初予算を超えない範囲で補助金交付申込書等を受理し、当初予算額を超過する場合は受理しないものとする旨が規定されているが、所管課の説明によると予算残額等の確認をしておらず、受理に係る決裁も採られていなかった。また、補助金交付申込書等の提出が一宮市補助金等交付規則第 4 条の交付申請に該当すると考えられ、

この段階で交付決定及び支出負担行為をすることが求められるが、行っていなかった。

補助金交付申込書等の受理にあたっては必要な審査及び意思決定を漏れなく行うとともに、適切な時期に補助金の交付決定及び支出負担行為をされたい。

(2) 契約に基づく通知、届出、提出物の確認に係る事務について

狂犬病予防注射済票交付事務委託契約において、次のような箇所がみられたので留意し、契約に基づく事項は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、管理体制を整え、事務の万全を期されたい。

ア 契約約款第8条第1項で、契約の相手方は、業務を実施するために業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならないと規定されているが、通知がされていなかった。

イ 狂犬病予防注射済票手数料徴収及び注射済票の個別交付事務取扱要領（以下「要領」という。）第3条で、契約の相手方は、あらかじめ委託業務に従事する獣医師を決定し、市に届け出る旨が規定されているが、当年度の契約時に届出がされていないものが15件中14件あった。

ウ 要領第7条第3項で、届出獣医師は、犬の所有者から徴収した狂犬病予防注射済票の交付手数料を徴収した月の翌月15日までに、鑑札・注射済票交付整理簿及び鑑札・注射済票交付計算書とともに提出する旨が規定されているが、3病院を抽出して確認したところ、2病院について期限内に提出されていない月があり、うち1病院は1か月以上提出が遅れている月があった。

◎ 健康支援課

(1) 契約の履行確認に係る事務について

一宮市北保健センター空調設備保守点検業務契約において、保守作業の内容は別紙仕様書のとおりとする旨が規定されており、仕様書の別紙空調設備保守点検機器一覧表には膨張タンクが保守点検機器として記載されている。

2024年5月に実施された保守点検業務について、点検報告書を確認したところ、膨張タンクの保守点検業務が行われておらず、2019年度から2023年度までにおいても同様であった。

所管課の説明によると、2022年度に他課から移管された事務で、他課が使

用していた契約書等をそのまま使用しており、契約書等の確認や当該センターの設備の把握が不足していたため、契約書等の保守点検内容と提出された点検報告書の内容の相違を見落としていたとのことであった。

長期間、保守点検がされないことで突然の故障や不具合が発生し、空調設備が使用できなくなり、不測の費用負担が発生することや耐用年数が短くなることが懸念される。

契約書等で規定された保守点検業務が不履行となっているため、速やかに適切な措置を講じられたい。また、契約書等で規定された内容が確実に実施されるよう契約の相手方を指導し、設備の管理体制を強化するとともに、支出にあたっては保守点検が漏れなく実施されているか、点検報告書の内容確認を徹底されたい。

(2) 契約に基づく通知の確認に係る事務について

一宮市健康管理システム電子複写機保守委託業務契約において、契約約款第9条第1項で、契約の相手方は、業務を実施するために業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を業務着手前までに市に通知しなければならないと規定されているが、通知がされていなかった。

契約に基づく通知は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化されたい。

(3) 現金の出納管理に係る事務について

一宮市会計に関する規則第45条で、出納員及び分任出納員は、出納簿を備え、常に出納の状況を明らかにしておかなければならない旨が規定されているが、各保健センターが管理している1万円のつり銭における出納簿の有無を確認したところ、すべての保健センターにおいて作成されていなかった。

所管課の説明によると、つり銭の使用頻度は低いとのことであるが、現金の流れを可視化して確認する出納簿を備えていないことで、不正や事故につながるおそれがある。

一宮市会計に関する規則にのっとり、速やかに出納簿を作成し、現金の管理体制を整えられたい。

以上